

西諫早中学校いじめ防止基本方針

諫早市立西諫早中学校

1 学校教育方針

憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令並びに長崎県や諫早市の教育方針に則り、人間尊重の精神を基調とした明るく活力のある校風を樹立するとともに、国際的視野に立つ、徳・知・体の調和のとれた気概のある日本人の育成を期する。

2 校訓…躍動・責任・勤勉

3 めざす学校像…「明るく活力のある楽しい学校」

- (1) 生徒が持つ資質や能力を十分に伸ばし、生徒が喜んで登校したいと思う学校
- (2) 清潔で、明るい挨拶が響き合う生き生きとした学校
- (3) 家庭や地域に信頼され、貢献する学校

4 めざす教師像

- (1) 使命感に徹し、豊かな人間性と指導力を身につけるために研修に努め続ける教師
- (2) 深い愛情をもって一人ひとりの生徒を大切にし、厳しさの中に温かさのある信頼される教師
- (3) 健康に留意し、明るく前向きに生きて、生徒や同僚に活力を与える教師
- (4) 識見と情熱をもって改革をいとわず、チームの一員として高め合い支え合う教師

5 望ましい生徒像

- (1) 愛校心と郷土愛をもつとともに、国際性を身につけ、故郷のよりよいまちづくりに貢献する生徒
- (2) 課題に対して主体性をもって考え抜き、創意を発揚する生徒
- (3) 思いやりがあり、事にあたっては共に励まし協力し合い、達成した喜びを分かち合う生徒
- (4) 勤労を尊び、責任感と向上心をもって最後までやり抜く生徒
- (5) 平和を愛し、互いの人権を尊重する生徒
- (6) 健康で、スポーツや芸術を愛好する生徒

6 西諫早中学校いじめ防止基本方針（学校いじめ防止基本方針）

長崎県及び諫早市「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題に対して、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより効果的にするため、いじめへの組織的な対応、重大事案への対処等に関する具体的な内容を明らかにし、いじめ防止のための取組を定める。

7 いじめの定義

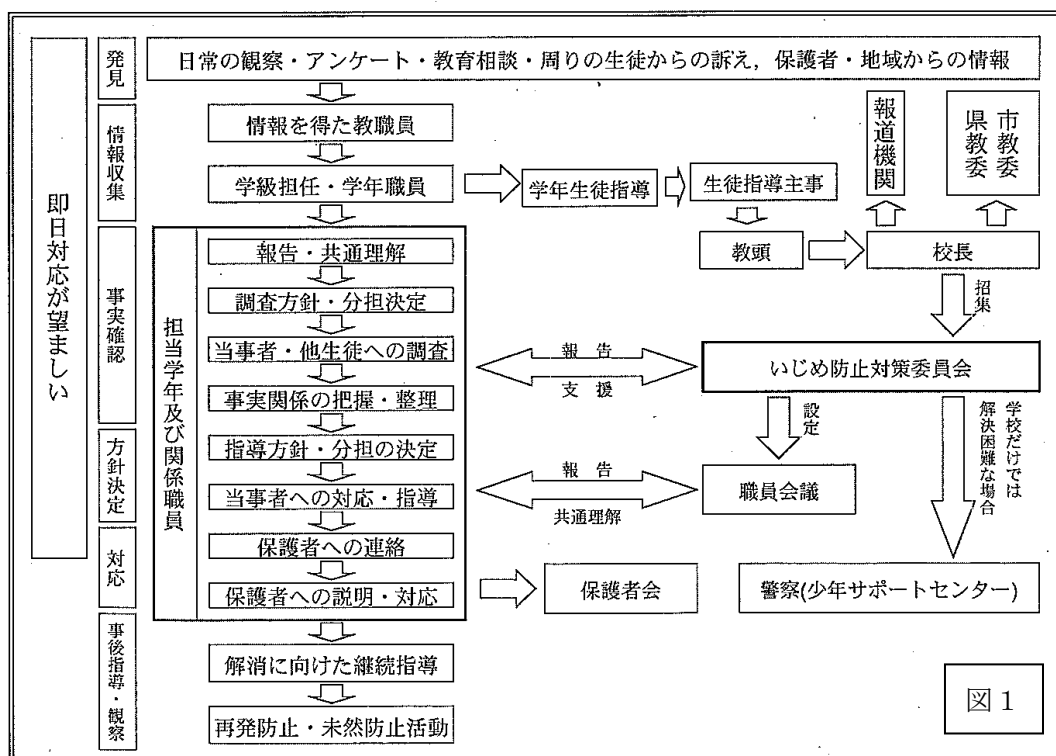
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

8 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめ防止等に向けた学校の取組を、学校評価に位置づけることによって、目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。また、「学校いじめ防止基本方針」をホームページ等において保護者や地域に公開する。

(1) いじめの防止

①校内指導体制の確立…（図1）



②教師の指導力の向上

○「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③人権意識と生命尊重の態度の育成

○いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないということを理解させる。

○生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い、一人一人に居場所のある学校生活の中で、自己肯定感を育成する。

④道徳性を養う道徳教育の充実

○心が揺さぶられる教材や資料を通して、人としての気高さや心遣い等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止や生徒達の自浄効果を高める。

○生徒一人一人の考え方や感じ方、自分自身との違いを認識し、相手の心情を考えた言動ができる態度を育む。

⑤体験教育の充実

○ボランティア体験，職場体験など一般社会と関わる体験を通して，社会の一員としての存在感を体感させ，生きる力を育む。

⑥特別活動の充実

○行事・部活動等への取組を通して，級友や上級生との絆や協力に対する意識を高揚させ，活動の達成感を味わうことにより，よりよい人間関係の構築を図る。

○通信メディアを介しての個人情報の書き込みやネットいじめに対する理解を深め，正しい使用法について生徒及び家庭に周知徹底する。

○生徒会により取り組んでいるいじめ撲滅への活動をすすめる、生徒の自己指導能力の育成を図る。

⑦学校として特に配慮が必要な生徒

○発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒など外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災

した生徒等、特別な配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえて支援し、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

(2) いじめの早期発見

①日々の観察

○休み時間や昼休み、放課後の生活を観察し、人間関係や行動の変化をとらえる。

○生活ノートや学級日誌等を通して、学級の様子や生活の様子を把握する。

○朝の健康観察や保健室の利用等を通して、心身の健康状態に注目し、異変を感知する。

②教育相談

○教育相談期間を設定し、学校生活や友人関係、家庭での様子を把握するとともに、教師との信頼関係を構築する。(年2回)

③実態調査

○学校生活に関するアンケートを月に一回・また、必要に応じて実施し、情報を収集するとともにいじめを抑止する。

○週に一度生徒指導部会及び特別支援部会を実施し、各学年の生活の様子や問題行動、不登校生徒の情報の共有を図り、その対応を検討する。

(3) いじめに対する措置

①正確な実態把握

○いじめ発生の情報が入ったら、関係職員と情報を共有し、いじめ防止対策委員会に報告する。

○当事者双方、周りの生徒から複数の教師で聞き取りを行い、いじめの全体像を把握する。

②指導方針の確立

○職員会(学年会)で情報の共有を図り、指導方針を確認し、役割を分担する。

○外部機関への報告や相談・協力が必要な場合は、いじめ対策委員会を窓口として対応する。

③生徒への指導・支援

○被害生徒の安全確保を行い、絶対に守るという意向を伝え、心配や不安を取り除く。

○加害生徒には相手の苦しみや痛みを理解させ、行為や言動を反省させる。

④保護者との連携

○担任と学年職員は当事者宅に家庭訪問し、事例の詳細や指導内容、今後の対応を知らせる。

○いじめの撲滅に向けて、学校の指導に理解と協力を依頼する。

⑤事後の対応

○人間関係の回復に努め、被害生徒が疎外感や孤独感を感じさせないよう周囲の生徒の配慮や協力を依頼する。

○観察や面談及び指導を継続し、学年全体で見守る。

(4) 重大事態への対処

「諫早市いじめ防止基本方針」21ページから25ページに沿って諫早市教育委員会と連携して対処する。

①被害生徒への対応

○身体の安全の確保を図り、絶対に守るという意思を伝え、事実や心情を聞き出す。

○達成感や充実感を伴う活動の場を設定し、自己存在感や自信の回復を促す。

②保護者への対応

○被害生徒宅を訪問し、生徒の様子といじめの実態を確認し、指導の進捗状況を説明する。

○加害生徒の反省をもとに保護者にも事情を説明し、謝罪・解決への協力を依頼するとともに、被害者宅へ同行する。

③関係機関への対応

○重篤ないじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言や支援を受ける。

○解決が困難な事案については、警察や福祉関係、弁護士等の専門家へ相談する。

③マスコミ等への対応

○教育委員会等と連携した対応をし、窓口の一本化を図る。

○個人情報への配慮、事実を的確に伝達し、未確認な事象については後日回答する。